

平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成22年6月10日
独立行政法人中小企業基盤整備機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表するとともに、主務大臣を通じて環境大臣に通知する。

1. 平成21年度の経緯及び契約の実績

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の実施に向けた検討を引き続き行った。なお、平成21年度においては、環境配慮契約に該当する契約はなかった。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するため、グリーン環境物品等の調達の推進体制と連携させることを検討した。
- 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、該当する工事が必要となった場合に環境配慮型プロポーザル方式の適用を検討することとした。